

令和4年2月8日

真鶴町立ひなづる幼稚園 保護者の皆様  
真鶴町立まなづる小学校 保護者の皆様  
真鶴町立真鶴中学校 保護者の皆様

真鶴町教育委員会

## 新型コロナウイルス感染症対策の見直しについて

梅のつばみもふくらみかけてまいりました。保護者の皆様には日頃より本町の教育についてご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、令和4年2月7日に神奈川県教育委員会より「オミクロン株の感染拡大に伴う市町村立学校における臨時休業等の当面の対応について」の通知がありました。それに伴いまして真鶴町の対応も以下のように変更いたします。

園・学校における教育活動については、今後も引き続き感染拡大防止対策を徹底してまいります。保護者の皆様におかれましても、ご家庭での感染防止対策にご理解とご協力をお願いいたします。

またこの対応に関しましては、感染者の急増により保健所の業務がひっ迫している期間に適用するものであり、国や県の動向により変更することがあります。

### ○日常生活での感染症対策についてのお願い

- (1) マスク着用、手洗いといった基本的な感染対策の徹底をお願いします。また、マスクについては、できるだけ不織布のものを使用し、正しい方法で着用ができるよう、ご家庭でもご確認ください。
- (2) 毎朝の検温と健康観察票への記入の徹底をお願いします。
- (3) 不要不急の外出は、ご家族を含めて避けてください。

### ○出席停止等の扱い

以下の状態になりましたらその期間、自宅学習（自宅待機）となります。

（その場合は、必ず園・学校に相談してください。園長・校長の判断により、「出席停止」扱いとなります。）

対象者	期間
罹患した場合 （抗原検査等による自主的検査で陽性が判明した場合も含みます。）※	・発症日0日から10日間（体調により延長もあります。） ・無症状患者の場合は検査日から7日間とします。ただし、10日を経過するまでは、検温等の健康状態の確認を行ってください。（なお、検査時は無症状でも、療養中に症状が出現したら、発症日0日からカウントし直し10日間の療養となります。）
濃厚接触者になった場合	・患者の感染可能期間内（有症状の場合は発症日の2日前から、無症状の場合は検体採取日の2日前から、診断後に隔離開始されるまでの間）に患者と接触した最終日を0日として翌日から7日間。ただし、10日を経過するまでは検温等の健康状態の確認を行ってください。 ・同居する家族等の濃厚接触者とされた児童・生徒等については、感染者の発症日又は感染対策を講じた日のいずれか遅い方から7日間発症がない場合に解除。
発熱等の風邪症状がみられる場合 （上記の内容に該当しない場合に限りです）	原則、症状が改善するまで （医療機関の受診又は自宅での休養を勧奨します。）
同居の家族に発熱等の風邪症状があるなど感染の可能性がある場合	原則、当該家族の症状が改善するまで

※神奈川県ではご家庭に抗原検査キットを常備されることが勧奨されています。

○臨時休園・休校や学級・学年閉鎖をする場合

各園・学校において、校内で以下の表のように感染が広がっている可能性が考えられる場合に、教育委員会は学校医の助言を踏まえて、学校の一部又は全部の臨時休業を行います。

対応	基準等
学級閉鎖	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近3日間の陽性者が学級において、状況に応じ10～15%以上確認され、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3～5日間学級閉鎖を実施します。</li> <li>(※ただし、陽性者の感染経路が家庭内感染など、校内感染でないことが明らかな場合で、発症日(無症状なら検体採取日)から2日間遡っても登校等していない場合は除きます。)</li> <li>・当該学級内で新たな陽性者等が複数発生した場合等には、期間の延長も検討します。</li> <li>・当該学級内での感染拡大の恐れがないことが確認できた場合には、期間を短縮する可能性があります。</li> </ul>
学年閉鎖	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3～5日間学年閉鎖を実施します。</li> <li>・陽性者の所属学級や人数等を踏まえ、必要に応じて学校医の助言を参考に判断します。</li> </ul>
学校全体臨時休業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3～5日間学校全体の臨時休業を実施します。</li> <li>・陽性者の所属学級や人数等を踏まえ、必要に応じて学校医の助言を参考に判断します。</li> </ul>

臨時休業等になった場合、学校等は、オンラインを活用した学習等により児童・生徒等の学びの保障に取り組みます。

\*ご不明点などございましたら、園・学校にお問い合わせください。

<参考>

**【濃厚接触者相当の者の考え方】**

感染者の感染可能期間(発症2日前[無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前]から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間)のうち、当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において、以下のいずれかに該当する者とする。

- ・感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つば等)に直接接触した可能性が高い者(1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある。)
- ・手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、陽性者と15分以上の接触があった者(必要な感染予防策については、単にマスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態になかったかについても確認する。)

<令和3年8月27日付け文部科学省事務連絡「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン(第1版)」より>

問い合わせ先

真鶴町教育委員会

教育総務係 TEL 0465(68)1131 内線431